

令和5年 第5回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月29日 (月) 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
- 会長 1番 米良 成志
- 職務代理者 10番 金丸 幸子
- 委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
- 推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議案日程 報告第 11号 農地の所有権移転・利用権設定及び転用届出の件について
報告第 12号 農地の埋立届出の件について
議案第 11号 農地の所有権移転及び利用権設定申請の件について
議案第 12号 現況証明(非農地証明)の発行の件について

8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は10名で議事録署名委員は2番委員と9番委員です。

よろしくお願い致します。

『報告第11号 農地の所有権移転・利用権設定及び転用届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第11号 農地の所有権移転・利用権設定及び転用届出の件について説明致します。議案書は2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理したことを報告します。申請件数3件の4筆になります。申請番号1、場所は西栄町1丁目の2筆で土地の使用貸借です。登記簿地目は畑と田で現況地目は宅地です。面積は合計で、 243m^2 です。転用用途は、住宅用地です。次に、申請番号2、場所は庵川西4丁目の1筆で、有償の所有権移転です。両地目とも畑で、面積は 135m^2 です。転用用途は住宅用地です。次に、申請番号3、場所は庵川西4丁目の1筆で有償の所有権移転です。登記簿地目が畑で現況地目は雑種地で、面積が 123m^2 です。申請番号2の農地の隣接地であり転用用途は住宅用地です。4頁をご覧ください。門川中学校の南西方向に申請番号1の農地があります。6頁をご覧ください。遠見の里の北東方向に申請番号2・3の農地があります。以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。続きまして、『報告第12号 農地の埋立届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第12号 農地の埋立届出の件についてです。議案書の7頁をご覧ください。農地の埋立の届出を受理したことを報告致します。申請件数は1件の1筆になります。場所は大字門川尾末字城山で両地目とも田で面積は1, 419m²です。埋立による畑として利用するものです。9頁をご覧ください。門川城跡の北東方向に申請農地があります。以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に、『議案第11号 農地の所有権移転及び利用権設定申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第11号 農地の所有権移転及び利用権設定申請の件についてです。議案書の10頁をご覧ください。農地法第3条の所有権移転及び利用権設定になります。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。申請件数3件の9筆です。申請番号1、場所は大字門川尾末字花畠の1筆で両地目とも田で面積は626m²です。賃貸借権の設定です。申請事由は貸主の農業廃止によるものです。申請番号2、場所は大字門川尾末字淀原の1筆で両地目とも畑、面積は5, 910m²です。有償の所有権移転です。申請事由は、譲渡人の労力不足、譲受人の増反によるものです。次に11頁をご覧ください。申請番号3、場所は大字加草字迫ノ前の7筆で4筆の地目が両地目とも田で、3筆の地目が両地目とも畑で、面積が合計で3, 479m²です。無償の所有権移転です。申請事由は、譲渡人から譲受人への贈与によるものです。13頁をご覧ください。木ノ宮神社の北西方向に申請番号1の農地があります。次に15頁をご覧ください。竹名地区にある株式会社メタルフォージの東側に申請番号2の農地があります。次に17頁をご覧ください。加草二区公民館が丸山川を挟んだ対岸の住宅地付近に申請番号3の農地があります。以上、ご審議願います。

議長

事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員

推進委員の白木です。5月23日に岡田係長の案内で、金丸委員、児玉委員、松本推進委員、事務局職員、私の6名で現地調査を行いました。説明し辛い場所ではあります、地図を見ていただくと分かると思いますが、申請農地の上の方の字が城屋敷ですがこの字から下の方に行くと、字でいうと田渕があります。城屋敷から田渕を繋ぐ町道の中間の左側に申請農地があります。所有者は県外在住の為、なかなか町内に帰省しないことと、この周辺のほとんどが譲受人の耕作地であることから譲受人への耕作依頼があったかと思います。お互いの合意もあり、問題もないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。申請番号1についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に、申請番号2について10番委員と関係がありますので、10番委員は退席します。それでは推進委員のご意見を伺います。

松本推進委員

推進委員の松本です。5月23日に岡田係長の案内で、金丸委員、児玉委員、白木推進委員、事務局職員、私の6名で現地調査を行いました。広域農道より西の方に200～300m入り込んだ山林に面した所です。すぐ近くに、メタルフォージがあり、現地は昔みかんの栽培をしてた所ですが、現在は樹木が生い茂っています。譲受人はこの近辺にある程度の農地を持っています。譲受人の親族がこの近くで、自然農法をしている関係でその畑を利用して堆肥を作り、堆肥の置き場に利用したい意向のようです。譲渡人と譲受人は知人関係で譲受人の要望によるものであり、迷惑をかけるような場所でもなく問題ないと私は思います。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長

説明が終わりました。申請番号2についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。それでは、10番委員が着席します。次に、申請番号3について推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員

推進委員の染田です。5月25日に岡田係長の案内で、川崎委員、津島委員、私の4名で現地確認を行いました。場所は加草字迫ノ前にある加草地区共同糾すり場の前で、現況の一部は貸借ということで耕作されおり、残りは保全管理になっています。譲渡人が高齢ということもあります、家族に所有権を移転し耕作を継続したいとの考え方で問題もないと思います。審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長

説明が終わりました。申請番号3についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。
次に『議案第12号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。

事務局長

議案第12号 現況証明(非農地証明)の発行の件についてです。議案書の18頁をご覧ください。次のとおり現況証明願いがあったので審議を求めます。申請は1件の1筆で、場所は大字加草字丸山で両地目とも畠で面積が151m²です。判定地目利用状況とも山林原野です。議案書の20頁をご覧ください。永願寺の北東方向に申請農地があります。以上、ご審議願います。

議長

事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員

推進委員の染田です。5月25日に岡田係長の案内で、川崎委員、津島委員、私の4名で現地確認を行いました。場所は加草の旧国道、グリヤード前から入った草川小学校跡で現在は住宅地になっています。その住宅の裏手にあり、所有者が高齢で

染田推進委員 不耕作が続き現況は山林化している状態です。これにより、非農地証明願いが出されているので、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。

以上を持ちまして、令和5年第5回農業委員会定例総会を閉会します。

令和5年5月29日

議事録署名人

2番委員

津島伊佐雄

9番委員

森田良作